

今月のトピックス

令和4年12月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
 社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
 TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
 TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

QRコードで弊社HPへアクセスできます。



《 特定(産業別)最低賃金の改定について 》 【 今月の担当：早川 】

特定(産業別)最低賃金は地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金であり、地域別・産業別の最低賃金のうち、いずれか高い方の賃金額が適用となります。

改定の対象外となった業種・地域については、就業地ごとに本年10月に改定された地域別最低賃金が自動的に適用されることとなります。

都道府県	業種	特定最低賃金 (円)	引上額 (円)	発効 年月日
東京都・神奈川県	改定なし（地域別最低賃金が適用となります）	—	—	—
埼玉県	非鉄金属製造業	1,006	32	R4.12.1
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,013		
	輸送用機械器具製造業		23	
	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	1,022	32	
	自動車小売業	1,018	30	
栃木県	塗料製造業	1,023	31	R4.12.31
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	971		
	汎用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	970		
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	971		
	自動車・同附属品製造業	978		
	各種商品小売業	※		

※栃木県の「各種商品小売業」はR4年度改定なしのため、地域別最低賃金が適用となります。

《 育児介護休業法改正に伴う『育児休業等取得申出書・終了届』の様式改訂 》

令和4年10月の改正育児介護休業法施行に伴って、日本年金機構から育児休業等取得申出書・終了届の新たな様式が公開されました。

従来通りの育児休業・出生時育児休業とともに同一様式を使用する形となるため、新たに記載が必要となる事項が増えましたので、下記にて掲載します。

- ① 同一月内で休業開始・終了日翌日が収まる場合：共通記載欄中「育児休業等取得日数」・「就業予定日数」が追加
 例：令和4年12月2日～12月26日まで25日間取得、1日就業予定のケース

¹² 育児休業等取得日数 <small>※「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」の間月内の場合のみ記入してください。</small>	2	5	¹³ 就業予定日数 <small>※「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」の間月内の場合のみ記入してください。</small>	0	1	¹⁴ パパママ育休プラス該当区分 <input type="checkbox"/> 該当
---	---	---	--	---	---	--

- ② 同一月内で休業開始・終了日翌日が収まり、かつ複数回分割取得する場合：「育休等取得内訳」の各欄が追加
 例：令和4年12月2日～15日、12月18～29日まで計26日間取得、就業予定なしのケース

「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同一月内、かつ複数回育児休業等を取得する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

C 育休等 取得 内 訳	1	20	年				21	22	23	24	25	26	27	28	29							
			月	日	月	日																
1	育児休業等 開始年月日	9.令和	0	4	1	2	0	2	育児休業等 終了(予定)年月日	9.令和	0	4	1	2	1	5	育児休業等 取得日数	1	4	就業予定日数	0	0
2	育児休業等 開始年月日	9.令和	0	4	1	2	1	8	育児休業等 終了(予定)年月日	9.令和	0	4	1	2	2	9	育児休業等 取得日数	1	2	就業予定日数	0	0
3	育児休業等 開始年月日	9.令和							育児休業等 終了(予定)年月日	9.令和							育児休業等 取得日数			就業予定日数		
4	育児休業等 開始年月日	9.令和							育児休業等 終了(予定)年月日	9.令和							育児休業等 取得日数			就業予定日数		

※弊社の年末年始休業期間は、令和4年12月29日(木)から令和5年1月3日(火)となります。